

要 望 事 項

一 インボイス制度の対応について

1. 消費税の小規模事業者に対する申告不要制度の創設及び基準期間制度の廃止について

年間売上 1,000 万円以下が大半である免税事業者の個人タクシー事業者においては、令和 5 年 10 月 1 日から導入される消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）により、仕入税額控除を活用する社用等の利用が見込めなくなることから、課税事業者の選択を余儀なくされております。

消費税の軽減税率（複数税率）制度の下においては、すべての事業者を課税事業者とし、適格請求書等保存方式を適用した上で、基準期間における課税売上高による納税義務の判定を廃止し、当年の課税売上高が一定額（1,000 万円）以下の場合は、選択による申告不要制度を創設願いたい。

2. インボイス制度の導入による運賃メーター、プリンターの改修費用の支援について

インボイス制度の導入により、上記の通り個人タクシーは課税事業者としての選択を余儀なくされており、各事業者は課税事業者として登録し発行する領収書に新たに「課税事業者としての登録番号」と「適用税率」を記載するため、運賃メーター、プリンターを改修する必要があります。課税事業者としての登録を進めざるを得ない状況をご理解いただき、事業者の運賃メーター、プリンターの改修費用について支援を願いたい。

二 新型コロナウイルス感染症対策について

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大により、タクシー利用客は激減し、依然として収入が大幅に減少しております。

東京都においては、中小企業者等月次支援給付金やタクシー車内に取り付ける飛沫感染防止シート補助金等、支援事業を実施いただき感謝申し上げます。

しかしながら、経営環境は未だ厳しく、変異株等の脅威により先を見通すこともできず、事業継続が難しい状況に変わりありません。各種支援事業の継続・延長や増額の検討をお願いするとともに、緊急事態宣言措置やまん延防止等重点措置など、人々の行動がより制限される局面においては、個人事業主を対象とした新たな特別給付金の検討も願いたい。また、各申請手続きについては簡素化も願いたい。

要 望 事 項

2. タクシーは、個別輸送であり、電車やバスなどのように他の多くの乗客と近距離で接することがないなどタクシーの特性もPRしていただきたい。

また、引き続き経済復旧への対策を講じていただくとともに、収束時にはタクシーを含め東京の公共交通は安全・安心であることを内外へ積極的にPR願いたい。

三 運転免許証返納者に対するタクシー利用券の支給について

高齢ドライバーによる交通事故が相次いでいる現状において、運転免許証の自主返納を推進する観点から、高齢者の運転免許証の返納（更新見送りを含む。）にあたり、運転免許返納割引運賃（10%割引）を平成30年11月19日より実施しております。

東京都におかれましても、運転免許証の自主返納者に対し、タクシー利用券を支給する制度等の検討をお願いしたい。

また、返納者が高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟団体から各種の特典を受ける場合に提示が必要な「運転経歴証明書」を取得する際の交付手数料を無料化するなど、自主返納をさらに促進していただきたい。

四 燃料価格の高騰について

新型コロナウイルス感染症の影響により経営が圧迫されている中で、現下のガソリン等燃料価格の高騰がさらに追い打ちをかける状況にあります。

国により元売り等への補助がなされておりますが、事業を継続していくため都としてもガソリン等の燃料費に対する支援金等の検討を願いたい。